

〔事案 28-33〕 転換契約無効請求

・平成 29 年 1 月 25 日 和解成立

<事案の概要>

募集人より住所変更手続であるとの説明のみを受けて契約転換させられたとして、契約転換を取り消し、または無効とし、転換前契約の復旧を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 12 年 2 月に契約した保険を平成 16 年 1 月に契約転換したが、募集人から、住所変更手続であると説明され、その手続のための書類と誤解して契約転換の申込書に署名押印したため、契約転換を取り消しまたは無効として、転換前契約を復旧してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、当時の手続について明確な記憶は有していないものの、通常、契約転換前後の保障内容や保険料を比較した提案書を用いて説明していることから、本件契約転換も同様になされている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不十分な点があったかどうかなど転換前契約加入時および契約転換時の状況を把握するため、申立人および申立人の親に対して、事情聴取を行った。なお、募集人は退職しており事情聴取は行えなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約転換を無効とするか、または取り消すまでの事情は認められないものの、以下のとおり、本件は申立人親が利害関係人として和解契約に参加することを条件に、和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 転換前契約は、申立人親が孫の大学進学時の学資を目的として申立人名義で加入した保険であり、申立人親が実質的な契約者の側面を有していた（申立人親が保険料負担、保険証券・印鑑保管）。
- (2) 上記事実は、募集人も承知していた。
- (3) 本件契約転換に際しては、転換前契約の加入目的に配慮するのみならず、契約転換に対する申立人親の意向にも配慮した勧誘が望まれるが、本件では、いずれの配慮も十分にはなされていなかった。